

四万十町教育委員会会議録（令和5年1月定例会）

1. 日 時 令和5年1月13日（金）午前9：00～午前11：20

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長	山脇光章						
教育委員	横山順一	坂本維子	谷口和史	野中裕子			
事務局	教育次長	浜田章克					
	生涯学習課	課長	味元伸二郎				
	学校教育課	課長	岡 英祐	副課長	東 孝典		
				対策監	中川千穂		
	政策監	大元学					
	室長兼館長	大河原信子					

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（横山委員）

(4) 議題

- ① 議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ② 議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ③ 議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ④ 議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ⑤ 議案第5号 四万十町立学校給食センター管理規則の改正について
- ⑥ 議案第6号 四万十町こども支援センター規則の廃止について
- ⑦ 議案第7号 四万十町立学校事務職員の標準的な職務の内容、その他事務職員の職務の遂行に関する要綱について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

- ① 区域外就学の解除について
- ② 四万十町子ども・子育て会議委員について
- ③ 文化的施設について

(7) その他

- ① 冬季休業明けの児童生徒の出席状況について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和5年1月定例会を開催します。

日程4、議題の前に、日程6 報告事項 ③文化的施設について、を報告、説明、協議案件とさせていただきたいと思います。それでは早速ですが、文化的施設整備推進室より報告、説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

(推進室より、報告事項 ③文化的施設について、説明する。)

教育長 : ただ今、推進室から報告、説明がありました。総事業費と維持管理費の関係で7億円位が増えた部分で継続費については、可決されました。また、ランニングコストについては、今後のサービス計画を踏まえた分で、要は人員配置にも影響するところもあり、建設コスト関係、維持管理費関係について何かご質問等あれば、お願いします。

9ページにもありますとおり、来年度、令和5年度に発注ということで、さらに建築費、建設コストの単価の精査をしながら発注をしなければなりませんので、できるだけ低いほうがいいのですが、資材単価も、すぐには下がらないという現状があります。町産材の活用についても、最初から設計に入っていましたが、さらに町有林も含めた分で検討しても間に合うのですか。

大元政策監 : 間に合うかどうかという問題も確かにありますけども、早急にいったん、そこを含めて検討をしていきたいと思います。そこによってランニングコストが下げれるのかどうかというのがありますし、材の規格というのもあるとあって、その規格をクリアできるような材がしっかり確保できるのかという問題もあつたりします。なかなか簡単に町有林からということには、難しいということも聞いていますので、いったん、協議をさせていただきたいと思っています。

それと合わせて、7ページをご覧くださいければと思います。7ページの年度別の表ですが、令和5年度の欄の下にいったところに合計欄がありますが、21億400万円余りです。これは一部を教育委員会において生涯学習課で上がる経費もありますが、基本的には、21億が今回の当初予算として上がっていきます。令和5年度は、なかなか大きな数字になります。そのうち21億ぐらひは文化的施設が占めてるということで、そういった理由もあるということは皆さん、ご承知おきいただければと思います。

教育長 : 木造、木質化については、設計に当初から入っていたので、出来るだけ町有林というか町産材を使った部分、町有林を使うことでコストの低減が図れるのであれば、そこも早急に、今、検討していただいていると思います。

それと、教育委員会関係では10ページにもありますが、サービス計画に基づいた部分で開館後の運営体制については、一番焦点になるかと思ひます。昨年定例教育委員会でも、町長部局への移管の方向で検討していくところを確認しています。要は、組織体制、町長部局へ図書館・美術館機能を移管して、町長部局のどこが担当するのかを検討しないといけないと思います。また、役場自体も機構改革も含め、令和6年度ないし令和7年度には、機構改革をするという方針もあります。そこセットで協議をしていかないとはいけません。あと、複合文化的施設の設置条例は、運営体制が決まってから条例を制定するようになりますか。

大元政策監 : 10ページの⑥番、公立社会教育施設の首長部局への移管に関する協議について、もう少し詳しく説明させていただきたいと思ひます。前にもお話ししたように、法の改

正でこういった社会教育施設の移管ができるとなっておりますが、やるかやらないか、どこをやるのかというのは判断が必要になってきます。それをやるにあたって、やるとなれば条例が必要になってきます。つまり、必ず議会にかけなければならないということになります。まずは、その手前に町長部局から教育委員会へ諮問して意見を聞く必要があります。教育委員会で、これでOKですよという話となれば、議会に議案として条例を提出し、今度、議会が教育委員会に向いて話を聞くようになります。流れとしては、教育委員会の意見を聞いた上で議会が判断をするようになります。

それで行くとすれば、体制を構築しなければいけませんので、必要な条例や例規を改正する必要が出てきます。そういう準備を考えますと、条例改正を議会に提出するにあたっては、令和6年度の開館間際に条例を出して議会での否決や、あるいは教育委員会で駄目だという話になってしまうと、開館までの準備が間に合わなくなってきます。大きく方向性が変わってきますので、そういった部分も含めて、移管に関してはできるだけ早く議会に出せれるように進めていきたいと思っています。来年度、教育委員会では、その辺を中心に協議をお願いしたいと思っています。できるだけ早く進めていきたいと思っています。

教育長 : 移管するにあたって、前段で移管できる条例的なものが必要というところもあります。教育委員会としても、これについては、今後、継続的な協議をしていきたいと思っています。その前に協議、検討、判断材料として、特に生涯学習課と推進室で協議をしながら、町長部局のどこが担うかも含め、提案的なものを協議していただき判断材料を提供していただきたいと思っています。

大元政策監 : それに関しては、教育委員会の生涯学習課がメインにはなっていますが、それだけではないというところで、全庁的な機構改革を予定しています。そこによって文化的施設に事務を移管するというのも出てくるかもしれません。全体的なところを取りまとめながら、先ほど教育長が言われたように、判断材料となる資料であったり一定の案というものをお示しした上で、お諮りできるようにしていきたいと思っています。機構改革に関しては、令和5年度中に役場の中でまとめていくということになってます。そのたたき台として令和4年度中には一定、方向性、骨格を決めていこうというスケジュール感で動いています。今年度中にはある程度の形は、お示しできるかと思っています。来年度中には、はっきりしたものが定まっていくスケジュールで動いていきますので、そこと合わせて進めていきたいと思っています。

教育長 : 図書館の主なサービス関係での、学校図書システムというのは担当で協議は進めていますけども、一番の本体は、先ほど言った、組織体制が今後の協議になるとしますので、継続的な協議をお願いします。それに加えて、現図書館、美術館の活用については、どういう協議スケジュールになっていますか。

味元生涯学習課長 : 昨年度から総務課と協議をしています。建物自体の使い方等、調査もしながら検討していきたいと考えています。今のところ、これに使うという案は出てきてはいません。

教育長 : 役場として行政機能、行政サービスの施設として使う予定があるのかなのか。その後、民間も含めた活用、そこは今後、対外的にも、議会でも質問もあると思いますので、並行して協議を進めていかなければいけない案件だと思います。

今後は、移管に関する方向、協議も具体的な検討に入りますので、今後ともよろしくをお願いします。また、専門職の配置については、総務課人事担当とも協議を進めていると思いますので、開館に向けて司書、学芸員等含めた、来年度、教育委員会関係の生涯学習課では、先ほどあった移動図書館車の実質的な運行、初年度とな

ることも含め、今度の予算でも出てくると思いますので、そこはまた3月に説明もいただきたいと思います。この件についてないでしょうか。

大河原室長： サービス計画で予定をさせていただいている移動図書館車ですが、2月15日に納車予定ということで決定しています。ラッピングについては、移動図書館車の本体にどのような絵が描かれているかについて、いい感じになっておりますので、お楽しみにしていただけたらと思います。来月の教育委員会では、もう少し具体的な部分で話ができるかと思っています。4月からの運行開始ということで、コースをどうするかを含め準備を進めているところです。

教育長： 移動図書館車がいよいよ完成に向けて動いてますので、完成したときには、委員の皆さんに見ていただきたいと思います。また、施設の愛称や施設名については、4月以降ということで、これは、全国募集となりますか。

大元政策監： そこも含めて検討させてください。

横山委員： 移動図書館車の愛称は考えてあるんですか。

大河原室長： そこも、どうするのかという話をしています。取りあえず、施設本体が、12月議会までいろいろございましたので、今の時点では、まだ愛称というものございませんので、納車時点では町立図書館という形での納車を予定しています。その後、愛称を募集するのか、愛称が付けば車本体に書くのか、あるいは、愛称だけとして使いながら、車は町立図書館という表示でいくのかあたりの検討をしていきたいと思っています。

教育長： また移動図書館車の愛称、名称も検討していただけたらと思います。

大元政策監： 本来なら、納車の段階でラッピングを入れられたらよかったんですが、入れてしまうとどうしても施設本体のネーミングが、そちらに左右されてしまいそうな気もしましたので保留とさせてもらっています。

教育長： よろしいでしょうか。今後も引き続き協議をお願いいたします。先ほどもありましたが、文化的施設、この件については、今年の議会でもありましたが一時休止を求める請願で、3,600名の方の署名がありました。反対に言えば、関心を持っていただいたということでもあります。この署名をいただいた方々にも、しっかり情報を周知できるように今後の取り組みが、ますます重要となってきますので、教育委員会としても随時、協議を進めていきたいと思っています。

それでは、以上で文化的施設についての報告事項案件を終了します。

それでは、日程4議題に移りたいと思います。議題の前に、傍聴人はおいでませんが、議案第1号から議案第4号、そして報告事項①については個人情報を含む案件ですので、会議を非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは早速、議案第1号 定校区外就学申請の取り扱いについて、議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長： 議案第1号、ただ今、説明がありました。昨年度に引き続きの申請です。この件について何かございますか。それでは、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第2号についても継続した校区外就学申請で、最終学年に上がる児童の案件です。この件についてございませんでしょうか。

それでは、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、提案理由のとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第3号について、提案理由の説明がありました。兄弟が、新1年生で入ってくるということで、継続案件です。この件について何かご質問等あればお願いいたします。

議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、提案理由の説明のあったとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第4号について説明がありました。この件についても継続案件です。何かご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、ただ今、説明のあったとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ここで小休したいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

続いて、議案第5号 四万十町立学校給食センター管理規則の改正について、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第5号について説明がありました。補足で、別表の1食当たり、月額については、変更なしというところの説明をお願いします。

岡学校教育課長 : 先月、学校給食の運営委員会を開催しまして、そちらで諮問をし、特に金額の変更についての意見は出ませんでした。現状のままということとなっています。

教育長 : ただ今、説明がありました。特に保護者負担については、第6条第2項が一番大きいと思います。児童生徒以外で教職員の負担については、食材費は上がっておりますが、変更なしでいただくということで協議を進めています。実際、3月議会に提案する予算案が可決されれば、第6条第2項で保護者負担を求めないことができる案件です。その手前での規則改正です。保護者負担を求めなければ、どれだけの経費が要るのかを含めて説明をお願いします。

岡学校教育課長 : 現在の試算では、約4,800万円程度が今回、町が負担するようになります。これは、あくまでも小中学生のみということとなります。高校生や教職員等については、従前どおりいただきます。

教育長 : 保護者負担を求めないというところで協議を進めていますが、この件について何かありませんか。

岡学校教育課長 : ちなみに、給食費の無償化に伴う財源なんですけど、こちらは、ふるさと支援基金を活用して町が負担したいと考えております。

教育長 : 全国でも子育て支援について、拡充に向けたニュースも出てきております。ちなみに、県内で給食費の無償化にしているところは、どこですか。

岡学校教育課長 : 自分の記憶しているところでは、大豊、大川、仁淀川町と、あと佐川町と記憶しています。

教育長 : 県内で6自治体ぐらいが今、あるようです。

岡学校教育課長 : ただ、現在、給食費を無償化しているのは、町や村で1小1中といった場合のケースが非常に多いです。四万十町のように複数ある学校でやるのは少ないような状況です。

横山委員 : 町の規模からいけば、全国的に少ないですね。小さい自治体は多いですね。

岡学校教育課長 : 町や村に1小1中という場合は、どんどん増えてるところです。

谷口委員 : 給食費の負担4,800万というのは単なる食材費で人件費は入っていないのですね。

岡学校教育課長 : そうです。食材費です。

教育長 : 今までも給食費の負担については別表にあるとおり、1食当たりの食材費のみで、小学校で4,500円、中学校で4,900円の負担をいただいています。収入が4,800万程度減るところです。先ほども申し上げましたが、これは予算案を議決してもらわないといけませんので、その前段で求めないことができるという規則改正とご理解いただければと思います。

横山委員 : 3月の議会で可決したら、4月からですか。

岡学校教育課長 : 予定では、そうです。

教育長 : 移住定住施策にもつながりますが、予算案が通らなければ、なかなか周知がしにくいところで、議会議決後にならざるを得ないかなと思います。12月の行政報告でも、副教材費の負担の軽減も含め検討していると報告をしています。東京都のように18歳以下5,000円配りますと出せばいいのですが、議会軽視とも捉えられるところ

もりますので、協議をしてるといところで留めてます。

野中委員： 保護者側からすれば、すごくありがたい話ですけど、これを聞くと、今まで払っていない方は今後、徴収をしていくとは思いますが、無料になれば払わないでいいんじゃないかという人も出てくるかと思えます。

谷口委員： 請求するほうが難しくなるね。

野中委員： 例えば、無償化ではなく、今までどおり普通に給食費は徴収して、今まで払ってきている方には同等の商品券なりを配布して、払ってきていない方は、ちゃんと払ってくれば商品券で還元しますような形にすれば、何とか払ってもらえるようないい策とかがあればいいかと思えます。

谷口委員： それも一つの方法ですが、これは難しいね。

野中委員： 難しいとは思いますが、例えば、そういうことがあればと思いました。

谷口委員： 財産を没収するというのは、給料は一切、手を付けられないので、そういうものは、私的財産は手を付けられないので、それは難しいよね。いろいろ役場、その方法は考えるとは思いますがね。

野中委員： いろいろ考えているとは思いますが、子どもに給食を出さないわけにもいけないのでね。

教育長： 子どもに収入所得があるわけでもないです。子ども全員に渡すには無償化が一番だと思います。保護者にいったん渡ると、本当に子どもに使われたかどうか分かりづらいところもあります。特に無償化にあたっては、これまでの未納、滞納関係も考えていかなければなりませんので、そこは給食センター自体が今、検討なりしてると思っていますので、所長、よろしく願いいたします。

岡学校教育課長： 税務課とも連携をしながら進めていきたいと思っています。

谷口委員： 未納も結構、あったでしょう。

岡学校教育課長： やはり特定の方がいます。

教育長： この件については、子育て支援の拡充、充実というところで、無償化以外にも予算案で出てくるというところで今、予算査定等も進めています。その状況については、またお知らせもしたいと思えます。この件についてはよろしいでしょうか。

議案第5号 四万十町立学校給食センター管理規則の改正について、ただ今、説明があったとおり改正することについて承認いただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第6号 四万十町子ども支援センター規則の廃止について、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第6号 四万十町子ども支援センター規則の廃止について、説明する。)

教育長： 子ども支援センター規則の廃止についての説明がありました。四万十町発足時から、子ども支援センターという規則の下、設置はしておりましたが、時代の流れとともに、現在、支援センターの機能は教育研究所、健康福祉課等々でも担っています。今後、子ども家庭支援センター的な機能、役割も国から努力義務も課せられておりますので、そちらに含めなければならないですし、現在、子ども支援センターという名称での業務が実際、ないというところもありますので、今回廃止をするというところです。

小休にしたいと思います。

(小休止)

教育長 : 小休を解いて再開したいと思います。

この件について何かございますでしょうか。それでは、議案第6号 四万十町子ども支援センター規則の廃止について、は説明のあったとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第7号 四万十町立学校事務職員の標準的な職務の内容、その他事務職員の職務の遂行に関する要綱について、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第7号 四万十町立学校事務職員の標準的な職務の内容、その他事務職員の職務の遂行に関する要綱について、説明する。)

教育長 : 議案第7号について説明がありました。要綱の制定です。事務職員の標準的な職務の内容を明確化するとともに積極的な専門性を生かす業務の内容を明らかにした要綱の制定です。この件について何かございますでしょうか。

新たな要綱の制定ということで、その背景については説明もあると思いますが、他の自治体、地教委についても要綱を制定していますか。

岡学校教育課長 : 県内でも、自分が調べたところ南国市といの町の2つです。

浜田教育次長 : ほとんどのところで、県がやる方向を示しているの、それに基づいて制定がされてきています。

横山委員 : 教諭の職務の標準化も合わせて事務職員も多分、国もすごく言っているの、県の事務職員の協議会、研究会あたりからも言ってきているのではないのでしょうか。

浜田教育次長 : 大元には、法律があるので、それに基づいて明確化するということになっています。

横山委員 : 今までも事務職員の学校経営についての参画というのは多分、各事務職員がやっていると思うんです。なお、明確化というのも大事だと思うし、要綱の4条2項に、経験年数とか職務段階に応じてというような配慮も書かれているので、事務職員の経験年数や職務段階とかで、そういった、経営についての参画をそういうのでやられていけば、より進んでいくんじゃないかと思います。今、チーム学校、そういったことも事務職員が経営に参画するというのは、チーム学校としてもより良い方向に進んでいくんじゃないかと思います。それから、いまだに学校では、小規模校でも全体で会議をするんじゃないかと、事務職員が入っていない学校もかなりあるんじゃないかと思います。だから、そういった学校の大事な骨格を決めるときなどには、事務職員が会議に参画できるというのが、小さい学校では教務主任と教頭と校長が話し合っ、大筋を決めていくみたいなことにならないように、事務職員としても参画できる体制が取りやすくなるんじゃないかと思います。学校要覧も、より良いものになっていくんじゃないかと思うので、示されることはすごくいいことだと思います。

教育長 : 確かに、現状では学校運営に積極的な参画をと、数年前から謳われてますけども、要綱制定により、より具体的に参画しやすい環境も整えていけるのではないかと、事

務職員自体も。要綱制定にあたっての事務部会、そしてまた制定後には学校へしっかり周知をしていただくことだと思います。この件について他にございませんでしょうか。

それでは、議案第7号 四万十町立学校事務職員の標準的な職務の内容、その他事務職員の職務の遂行に関する要綱について、は説明があったとおり制定することについて承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : なお、39ページの要綱については、字句の修正等については事務局に任せていただきたいと思いますので、合わせてご了承願いたいと思います。

それでは続いて、日程5 協議事項はありませんので、日程6 報告事項 ①区域外就学の解除について、を報告事項といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ①区域外就学の解除について、説明する。)

教育長 : 報告事項 ①区域外就学の解除について、報告のあったとおりですので、よろしくお願ひしたいと思います

続きまして、報告事項 ②四万十町子ども・子育て会議委員について、を報告事項案件といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ②四万十町子ども・子育て会議委員について、説明する。)

教育長 : 報告②四万十町子ども・子育て会議委員については、ただ今、説明あったとおり、子どもの保護者枠の委員の変更というところです。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、その他 ①冬季休業明けの児童生徒の出席状況について、報告をさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、その他 ①冬季休業明けの児童生徒の出席状況について、説明する。)

教育長 : 1月10日の3学期始業式の出席状況です。

浜田教育次長 : 例年、3学期については、始業式から教育委員会までの日数の関係で、2月に報告をさせていただいていましたが、今年は、取りまとめができたということで、次第には載せてありませんが、追加でご報告をさせていただきました。

教育長 : 不登校傾向の児童生徒については、これまでに引き続き対応はしていますが、完全不登校というか、全く学校に行っていない児童生徒がいますので、その点も含め、新規の不登校傾向の児童生徒へも、これまで以上に対応をしなければならないと思いますが、なかなか改善傾向に向いていないケースも見受けられます。新型コロナやインフルエンザについては、どうしようもありませんので継続的な学びの機会は保障しなければなりませんので、自宅学習やタブレットの活用を含めた分家庭学習の支援は

学校で取り組んでいただいております。何かございませんでしょうか。

谷口委員： 不登校の報告がありましたが、新聞へも載っていましたが、全国平均より高知県が高かったことはないですか。

教育長： 千人当たりでは、高知県が全国トップです。

谷口委員： 四万十町においては、比較した場合は、どうですか。

教育長： 四万十町においては、県より高いです。年間30日以上というところにはなりますが、その事案になる対象児童生徒は、県の平均より昨年度から高くなってます。

谷口委員： そういう傾向で、対策としてはどんな対策を打ってるのか、用意してるのか、そこら辺はどうですか。

中川対策監： 学校には不登校対応教員を1名配置していますが、これは加配で1名学校にいるわけではなく、学校の中で1名、不登校対応の先生を一人決めていただいて、3日以上欠席が続いた場合の対応や、家庭訪問や電話をするなど早期対応する中心となっている先生が各校に1名はいます。また、SCやSSWに入ってもらい校内支援会という形でやったりしていますが、なかなか結果に結び付いていない状況です。学校は学習等の支援のことが一番心配をしていますので、オンラインで授業をつないだり、別室に来れたときに、教室には入れないけどもオンラインで授業が受けれるという形で、何らかの対応をしてくださってはいます。しかし、学力支援の面で十分ではないというふうに思っています。なかなか原因が子どもによって多岐にわたっているところもあって、なかなかご家庭のいろんなことが背景となっている場合もありますし、お子さん自身が悩んでいる部分もあり、何とか長期的に休むのを避けたいんですが対応が難しいところもあります。

教育長： 担任が中心となって連絡を取って、担当教諭がそこへ入って一緒に対応もしています。一方で、教育研究所ではSSWそしてスクールカウンセラーも定期的に入っています。そして、教育支援センターとして香月、田野々、十和に通っている子もいます。

学校復帰にはなかなかいきませんが教育支援センターへ通っている子もいます。ただ、長引くとなかなか学校復帰が難しい。一方で改善もあります。5年生の子も教育支援センターへ定期的に行ってましたが、最近、学校復帰になった子もいます。ただ完全不登校の生徒もいます。一番下の1年生は行かないのか行けないのか、そこがなかなか、つながりが難しいところもあります。

谷口委員： そうなったら子どもはなかなか会話が成り立たんでしょう。先生が行っても、その子と会話がなかなか難しいことないでしょうか。

教育長： 引きこもり系ですね。会話をしたくない、人と会いたくないという児童生徒もおりますので、そこはなかなか難しいですし、家庭とも一時、学校の連絡はいいですよという家庭もあります。

谷口委員： そうなるでしょうね。子ども刺激するみたいな感じになってね。

教育長： あまり登校刺激をし過ぎてもいけないところですが、反対に、家庭も、ずっと子どもがいるので親もしんどさが募ってきているケースもあります。そこは、研究所、相談員、SSWも入りながら話をしているところですが、難しいです。

谷口委員： そういう事例の人の話を何人か聞いたことありますが精神科医の先生にかかったりしてるけど、一番言われるのは、母親が変わりなさいと言われる、そうしたら問題が解決しますというらしいです。

教育長： そうなんです。学校の指導も、担任も少し変革意識を持って変わらなければ、子どもにも映らないし、家庭でもそうですよね。親自体がずっと昼夜逆転している子に対

して、親の姿勢を見せることも必要かと。

坂本委員： 不登校になった子どももそれぞれの事情があると思うんですが、結局、学力が、休むと付いていけないと長引くといえますか、そこも、きっかけで、母親も一生懸命、今も変わるいうあれがありましたけども最終的に付いていけないところが、高学年、中学生になると難しいところもあるんじゃないかと思います。

教育長： 高学年になるにつれて学習面に付いていけないので、余計、そこが難しい。

谷口委員： 嫌になるね。

教育長： 一つの要因じゃなく、家庭、身体的、学習面、これが入り交ざってる児童生徒もおりますので、何かきっかけづくりを模索してから対応はしていますが一方で、学校に行きたければ行って、行かなくていいよという家庭もありますのでね。

谷口委員： そこら辺になると、どうしようもないね。

教育長： 学校には全然、不平不満はないけども、親の思想、考えで、行きたいときに行ってという。

谷口委員： それは困るね。

教育長： 担任が困ります。担任の先生が家庭訪問は毎日できませんので、電話連絡等で対応をしています。

谷口委員： なかなか難しいね。

教育長： 難しいです。中川先生、他に昨年から変わったケースはないですか。

中川対策監： 特に変わったケースはないです。

教育長： 昨年末も研究所で児童生徒の支援会を持っています。一人一人個別案件についても、こういう状況なので、こういう手だてをしようという計画も立てて、社会的自立へ向けた支援について、指導員、相談員、SSWも試行錯誤というか悩みながらやっています。地域の方々の応援がもう少しあればということですが、個人情報との関係もあるので、なかなかそこが難しいところがあります。引き続き不登校傾向の児童生徒については、先ほど言いました、高校進学も目指していただきたいと思いますので、丁寧かつ効果的な支援、サポートができるように取り組んでいかなければならないし、それに向けてまた担任の先生と協議を進めていきたいと思います。この件について、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて、その他の案件で報告です。高知県の事業で、本町が夢、志を育む学級運営のための実践研究事業を地域指定として受けています。その発表がいよいよ迫ってきました。この件について少しPRをお願いいたします。

中川対策監： 先ほど不登校の現状についてもご報告させていただきましたが、今、夢プロという略称で夢プロ事業については、不登校とかの生徒指導上の諸課題のいろんな問題を未然防止をするという事業で、町全体で全ての小中学校で受けています。四万十町も不登校が毎年、新規で発生している現状もあり、学校が子どもたちにとって安心安全な学校であり、楽しく学校に来て、子どもたち自身も自分自身の可能性を伸ばせるということで、町全体での取り組みということで、昨年度から町で指定を受けています。始まりは、令和元年の窪川小学校の指定で2年間、窪川中学校が令和2年から令和3年にかけてということで、窪川小中で受けて、昨年度から町全体でということで今、特活を使って楽しい学校をつくらうということで取り組んでいます。その研究発表会が2月6日に大正中学校であります。

教育長： 町全体で指定を受けているプロジェクトの分野の発表がありますので、お知らせです。田野々小学校が12月12日に行いました、これまでも窪川小学校での発表、窪

川中学校での発表、今年度、特に大正中学校を中心とした発表があります。2月6日、に町としての全体的な発表で多くの教職員に来ていただく予定としています。生徒指導上諸課題の未然防止、そして学力向上につながる特別活動、学級会活動を中心とした実践研究事業です。ということでお知らせでした。

中川対策監： お知らせでした。ありがとうございました。

教育長： その他ですけど、事務局からないですか。

それでは、次回の教育委員会ですが、2月14日火曜日となります。まだ未定ですが、3月は、3月1日に臨時会、3月7日に定例会、そして、3月17日か20日に臨時会の予定をスケジュールをお願いしたいと思います。3月1日については、教職員の人事異動の内申となります。県の確定した情報が入ってませんが例年、3月1日ぐらいです。3月7日が議会前の定例教育委員会です。そして、3月17日か3月20日頃が今度は町職員の人事異動関係になります。

浜田教育次長： まとめたらいいのですが、無理なので、3回程度予定しています。

教育長： 3回の予定となりますので、よろしくお願ひします。他ないですかね。連絡事項等はありませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。教育委員会1月定例会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会)

2月の定例委員会予定	令和5年2月14日(火)
3月の臨時委員会予定	令和5年3月1日()
3月の定例委員会予定	令和5年3月7日(火)
3月の臨時委員会予定	令和5年3月17or20日

教育長： _____

署名人： _____